

# Axis news

アクシスグループ

1

2025



新年のご挨拶      各部・各課紹介      今月の助成金

今月のアクシススタッフ—新年の抱負—

## ニュースレターをご覧いただいている皆さまへ

謹んで新年のお喜びを申し上げます。旧年中は、格別のご愛顧を賜り、心より感謝申し上げます。本年も皆さまの暮らしやお仕事  
がより豊かになるよう、お客様が「一歩踏み出せる」取り組みを進めていく所存です。

私たちの月刊誌が、皆さまの日々の楽しみや学びのひとつとなりますよう、引き続き内容の充実に努めてまいります。本年も皆  
さまのご期待に応えるよう邁進して参りますので、変わらぬご支援をお願い申し上げます。



## TOP INTERVIEW / Kawahito Kohei



あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

2024年は、人件費をはじめ、各種コストの高騰が衝撃的な一年でした。また、中小企業にとっては人手不足もより一層深刻になっています。

その経営環境下では、  
 ・税制や補助金・助成金等の各種制度に関する情報をキャッチし活用すること  
 ・DXをうまく取り入れ生産性を高めること  
 ・既存の発想にない新たな発想を取り入れ、変化のスピードを速めること  
 などが重要なのではないかと思います。

そのための一助になればと、2025年はコミュニティ作り力を入れています！

具体的には、各種セミナー・事例共有、交流会、お客様の商品・サービスの体験会・情報発信などを考えております。

「このようなセミナーとかやって欲しい!」「私もコミュニティの中でこんなことをやってみたい!」など、ご要望ありましたらぜひぜひ教えていただけますと幸いです!

本年もどうぞよろしくお願い致します。

### axis community / 2025年1月開催セミナー

1 / 24 Fri.  
14:00~15:30

会計を使いこなすセミナー[第二弾!]  
最も重要な決算書に出てこない! キャッシュフローとは

1 / 29 Wed.  
14:00~15:30

最新の税制改正を分かりやすく解説!  
令和7年税制改正大綱セミナー

1 / 31 Fri.  
14:00~15:30

新春特別企画! 当事者が実体験を語る!  
事業承継 親子の"ホンネ"対談!

※詳細は、同封チラシをご覧ください。

## 各部・各課 紹介

総勢120名! 今年もスタッフ一丸となって、お客様の「一歩踏み出す」お手伝いが出来るよう取り組んでまいります。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



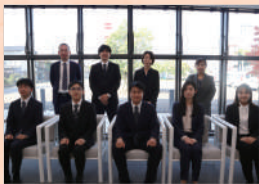
税理士一同



社労士一同



経営支援部



顧客サービス部・営業課



顧客サービス部 1課



顧客サービス部 7課



顧客サービス部 2課



顧客サービス部課 3課



吉野川支店



高松支店



顧客サービス部 5課



顧客サービス部 6課



顧客サービス部 代行課



品質管理部



人事労務部



資産税部



総務部



不動産事業部



企画部・東京支店

# 今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

**両立支援等助成金**  
(柔軟な働き方選択制度等支援コース)

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば幸いです！

## 両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）

### \*助成金の概要

仕事と育児の両立に悩む労働者が柔軟な働き方を選択できる制度を2つ以上導入し、制度の利用を支援する取り組みを行った上で、実際に対象となる労働者が制度を利用した場合に支給される助成金です。

### \*柔軟な働き方選択制度とは

下記A～Eの制度を指します。

うち2つ以上を、「13歳以上・小学校就学前までの子」を持つ従業員が利用できる制度として設ける必要があります。

	制度名	制度の特徴など
A	i) フレックスタイム制	・日々の始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定
	ii) 時差出勤制	・始業・終業時刻の1時間以上の繰り上げまたは繰り下げ
B	育児のためのテレワーク等	・自宅等での勤務を可能とする ・勤務日の半数以上利用可能 ・時間単位で利用可能
	C	短時間勤務制度
D	保育サービスの手配・費用補助	・対象労働者の子に対する一時的な保育サービスを手配し、当該サービスに係る費用の全部または一部を補助
E	i) 子の養育を容易にするための休暇制度	・有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度
	ii) 法を上回る子の看護休暇制度	・法定の子の看護休暇制度を上回るものとして、有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度

### 支給対象となる事業主とは

以下のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- 1 中小企業事業主であること
- 2 柔軟な働き方選択制度等（上記A～E）を2つ以上導入※1し、就業規則に規定していること（※1 AとEについては、i) とii) の2つを導入しても、1つの制度の導入と見なされます。）
- 3 柔軟な働き方選択制度等の利用について、プラン作成による支援を実施する方針の社内周知を行っていること
- 4 対象労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果を「面談シート」に記録の上、「育児に係る柔軟な働き方プラン」を作成していること
- 5 制度利用開始から6か月間の間に、対象労働者が柔軟な働き方選択制度等を一定基準以上利用していること
- 6 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出ていること

### 助成額は

このコースの支給額は、導入した制度の数によって次のように異なります。制度の導入後、対象者が利用実績を残すことで加算が受けられます。

導入した制度の数	支給額（利用者1人あたり）
2つの制度を導入	20万円
3つ以上の制度を導入	25万円

上限は1年度につき1事業主5人まで対象です。  
この年度は、事業年度でなく4/1～3/31の期間を指します。

また、自社の育児取得状況について、

- ・男性従業員の育児等の取得割合
- ・女性従業員の育児の取得割合
- ・従業員の男女別の育児の平均取得日数の

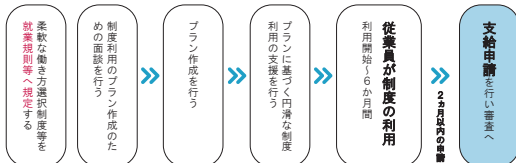
情報を厚労省のウェブサイト「両立支援のひろば」にて公表した場合には、上記の助成金に2万円の加算が受けられます。ただし1圓限りです。

※自社の公式サイトなどで公表しても、助成の対象とはなりませんのでご注意ください※



◀ 厚労省のウェブサイト「両立支援のひろば」は右図のQRからご覧ください。

### 申請までの流れ



### 申請期間は、6か月の制度利用期間の翌日から2か月以内です。

- ・フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度は利用申出期間の初日から6か月が制度利用期間となります。
- ・育児のためのテレワーク等、保育サービスの手配・費用補助制度、子の養育のための休暇制度については、プラン策定後、最初に制度を利用した日から6か月が制度利用期間となります。

### 助成金の背景を知る

令和7年4月1日より、育児・介護休業法が改正されます。その中で、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現する2つ以上の制度を設けること、従業員が選んで利用できるようにすることなどが企業に義務付けられることになります。令和7年10月1日施行柔軟な働き方支援制度を設けることで、人材の流出防止また求職者へのアピールなどにつながり、労使双方にメリットをもたらすと考えられます。

**就業規則や各種報知の整備や助成金申請は、社労士法人アクセスへお任せください。**